

1. 議会運営委員会で協議した事項

各会派から提出された協議すべき事項として 27 項目を前議長より引き継ぎ、以下の 17 項目について、議会運営委員会で協議した。結果は、以下のとおりである。なお、残りの 10 項目は、議会運営の課題に関する検討会議において検討された。

《新たな取扱いを確認したもの》

○本会議場使用のルール作り

平成 29 年 10 月 30 日に西宮市議会棟使用規程第 4 条の改正、及び西宮市議会本会場の使用に関する要綱を制定し、運用を開始した。

○禁足について

平成 30 年 6 月定例会より実施された。

○本会議、委員会における短縮可能な内容について

委員会における説明の省略については、平成 30 年 3 月定例会予算特別委員会分科会より本格実施し、本会議日程の短縮については、平成 30 年 6 月定例会より実施した。

○議会開会中の市立学校園の卒業・卒園式への参列に関する申し合わせについて

これまでの申し合わせを変更し、平成 30 年 3 月定例会より運用されている。

○休会の名称について

平成 29 年 9 月定例会より実施した。

○管内視察の位置付けについて

今年度の常任委員会より実施予定となっている。

○関連質問について

正副委員長ガイドラインに反映し、議会運営委員会で確認された。

○公民館・市民館等に市議会議員の市政報告の際の会議室使用料の減免制度があるが、それを存続させるかどうか

議会運営委員会での協議の結論を踏まえ、平成 30 年 3 月に西宮市公民館使用取扱要綱及び西宮市地区市民館使用取扱要綱の改正について、市長及び教育長に対して議長名で申し入れ、平成 30 年 8 月より減免制度が廃止される予定である。

○視察報告書の様式について

今年度の常任委員会より適用されることになった。

《現状どおりとすることを確認したもの（提案の取下げを含む）》

- ・現在、控室に置かれる資料の配布方法について
- ・管外視察の残された課題について
- ・視察の残された課題について
- ・議員への審議会委員報酬の廃止

- ・委員会でお茶のポットを置いているのいいかどうか
- ・常任・特別委員会の正副委員長の報酬加算の廃止
- ・議長車の見直し
- ・本庁・議会棟連絡通路のオートロックドアの廃止

【議場説明用持込物品等に関する要綱の改正】

議長から注意することになっていたのに、口頭で注意するとともに、質問順序抽選時に注意事項として説明することとした。しかし、質問の内容説明の工夫に制限を加えることになるケースが生じていたため、新聞や書籍、その他印刷物を議場で掲げる行為については、事前の承認事項から外す内容の要綱改正について議会運営委員会で協議した結果、新聞、書籍、その他の印刷物の使用については申請不要という結論を得た。

今後、運用する中で課題が生じた際には、その都度、議会運営委員会で協議する必要がある。

【議員が長期欠席した場合の報酬等の削減】

「議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議」から結果報告があり、議会運営委員会で取扱いが協議されたが意見の一致を見なかった。その後、平成29年10月13日の同委員会で政新会から条例案が示され、再度協議が行われたが、これ以上の協議が困難となったため、協議を打ち切り、個別に対応を進めることとなった。

【旅費に関する課題】

<前議長より引き継がれたこと>

- ・新幹線を利用して出張した場合、「のぞみ」や「みずほ」の指定席代が支給されない。
⇒一般職員の給与等勤務条件が変更され「のぞみ（みずほ）」の指定席料金が支給されることとなった。
- ・旅費の計算にあたっては、原則として市役所が帰着点となっており、管内や近接地へ委員会視察する際の現地集合や現地解散が認められない。
⇒現状のとおり、運用によって対応する。
- ・公務での自家用車の利用が認められない。
⇒議会運営の課題に関する検討会議での協議の結果、公務災害の観点から認められないことで一致した。
- ・政務活動費における交通費の取り決めとの間に差が生じている。

⇒議会独自の旅費規程の作成について協議したものの、意見が一致するまでには至らなかった。

【事務局における業務の整理検討事項について】平成 29 年 10 月 30 日提案

以下の 10 項目について改善を提案し、議会運営委員会での協議を経て、実施されることとなった。

- ①不在議員への議員報酬明細の配布作業の簡素化
- ②会派・議員からの希望による電報の取り扱い
 - ・電話確認ルールの変更
 - ・電報料の支払い方法の変更
 - ・私的電報の取り扱いの廃止
- ③地下駐車場の議会用駐車区域への駐車 of 厳守
- ④人間ドックの助成手続き補佐の廃止
- ⑤他市への視察依頼（議員派遣・政務活動費）のルール化
 - ・視察先調整依頼の時期
 - ・視察先調整終了後の視察先の追加
 - ・視察参加人数の変更
 - ・視察先の模索依頼
 - ・質問事項の提出時期
 - ・候補市・候補日が複数ある場合の優先順位の明確化
 - ・視察行程の管理
- ⑥議会関係名簿の作成・配布の廃止
 - 幹部職員の緊急連絡先については、事務局が把握し、事務局を通じて連絡を取ることにした。
- ⑦依頼事項（意見募集、宿題、照会事項の回答など）の締切厳守
- ⑧本会議開始前の議員控室への呼びかけの見直し
- ⑨代表・一般質問時の写真撮影を申請制に変更する
- ⑩代表・一般質問通告集の廃止

【業務棚卸による業務整理】平成 30 年 4 月 19 日提案

＜議会運営委員会で確認し決定した事項＞

- ①政務活動費の収支報告書等の提出における領収書の添付用紙の変更
- ②所得税の年末調整の取り扱い（口座振り込みに変更）
- ③古紙回収のルールの徹底
- ④「議会図書室のご案内」の作成方法及び取り扱いの変更
- ⑤議員への配布物の取り扱いの変更

- ⑥会議録検索システムの過去分のデータ作成の変更
- ⑦代表・一般質問に係る質問者の確認
- ⑧副書記業務の見直し
- ⑨事務局からの各種事務連絡にメールを活用する
- ⑩本会議録の発言訂正の効率化（申出書の机上配布）

2. 議会運営の課題に関する検討会議で協議した事項

議会運営の課題に関する検討会議において、10項目について検討し、結果は以下のとおりとなった。

なお、「災害時の議会BCPの再構築について」及び「市議会議員にかかる資産公開条例制定」については、会議結果報告において、引き続き検討会議の設置を検討し、議論を深めていただきたい旨意見が付されており、今後、議会運営委員会で、会議体のことも含め、報告があった課題事項について協議することとなっている。

〈既に、議会運営委員会で協議済みの事項（前期報告分）〉

- ・ 政務活動費の事後精算方式への見直しについて
- ・ タブレットの利用制限について
- ・ 政務活動費の按分（ガソリン代・携帯電話代）の見直しについて

〈今後、議会運営委員会で協議が必要な事項（後期報告分）〉

- ・ 議長任期、監査委員任期について（※前期報告分から再諮問）
- ・ 災害時の議会BCPの再構築について（※前期報告分から再諮問）
- ・ 通年会期について
- ・ 常任委員会の数について
- ・ 市議会議員にかかる資産公開条例制定について
- ・ 議員定数について
- ・ 会派の人数要件について

3. 広報広聴特別委員会での主な課題

(ア) 資料のデジタル化関連

① ペーパーレス化

広報広聴特別委員会で議会資料のペーパーレス化が協議され、議会運営委員会の確認を経て、第7回12月定例会では本会議資料の一部（議事日程、発言通告要旨、一般質問資料）を対象としたペーパーレス化が実施され、第8回3月定例会では議場配布資料（本会議、予算・決算特別委員会全体会）の全てを対象としたペーパーレス化が試行実施された。また、広報広聴特別

委員会においては、平成 28 年 11 月 24 日から完全ペーパーレス化（紙資料を一切配付せず、タブレットのみで会議を進行）の試行実施を行っている。

平成 29 年度は広報広聴特別委員会においてペーパーレス化の検証のため、全議員を対象にアンケートを実施した結果、「メリットがある」「進めていくことに賛成」という意見がある一方で「メリットはない」「慎重に進めるべき」といった意見があった。

今後も引き続き、ペーパーレス化の検証を行うことになっている。

② タブレット端末の更新

タブレット端末が平成 29 年 9 月末で、2 年間のレンタル契約が満了となったため、広報広聴特別委員会で端末及び通信プラン等を協議し、更新した。なお、端末は iPadAir2 から iPadPro に変更した。

(イ) 議会だより表紙の改訂

広報広聴特別委員会で議会だよりのレイアウト見直しが提案され、まずは 1 面デザインの変更から着手することとし、一般公募によりアイデアを募集した。公募に際しては、議会だより、市議会ホームページで広報するとともに、民間企業が運営する 5 つの公募サイトを活用し、結果、23 名 30 点の応募があった。全議員の投票により 1 面のデザインを決定し、議会だより 136 号からレイアウトを変更する。今後、市民からの感想や意見をもらう機会、読者目線に立った内容の充実が課題であり、広報広聴特別委員会において、議論していただきたい。

(ウ) 市議会ホームページのリニューアル

市ホームページのリニューアルに合わせて、平成 30 年 3 月に市議会ホームページの全面的なリニューアルを行った。新ホームページでは、既存の分類を集約・整理して見やすくするとともに、「情報公開」「議会改革」の分類、「議会用語解説」のコンテンツ、アクセスランキング機能などを設けた。また、議会事務局によって、更新作業の簡素化も図られている。

今後も、広報広聴特別委員会主導で、検証することになっている。

(エ) 市民祭りにおける議会体感ツアー

好評をいただいていることから、今後も続ける方向で話が進んでいる。

4. その他

<試行運用中の事項について>

改選後の本格実施を目指して協議が必要なものは以下のとおりである。

○議場における写真・ビデオ撮影等

「議場における写真・ビデオ撮影にかかる申合せ（平成 15 年 11 月 25 日会派代表者会議）」の見直し案を試行実施中。

○聴覚障害者が傍聴される場合のパソコン通訳

聴覚障害者が本会議を傍聴される際に、希望があればパソコンによる要約筆記（パソコン通訳）の利用を許可することを試行実施中（申請実績なし）。

○議会資料のペーパーレス化

本会議、予算・決算特別委員会における議場配布資料の完全ペーパーレス化、並びに広報広聴特別委員会における委員会資料の完全ペーパーレス化を試行実施中。

地方自治法（抜粋）

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第 105 条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第 105 条の 2 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第 130 条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第 138 条 都道府県の議会に事務局を置く。

5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する

西宮市議会基本条例（抜粋）

（役職者の職務）

第 6 条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成 6 年西宮市条例第 34 号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。

西宮市議会基本条例施行規程(抜粋)

(議長、副議長の役割)

第4条 議長は、条例第6条第1号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

(1) 評価

ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。

イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価(委員会の活動状況を点検することをいう。)を行うこと。

(2) 管理

ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。

イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。

2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。

(1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表として、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。

(2) 危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。

議長会における要望活動の流れ

参考資料 3

■ 兵庫県市議会議長会の要望活動（対県・対国）

阪神市議会議長会		平成30年度	平成29年度
2月上旬	会長市から各市へ要望の有無を照会	H30. 2. 9	H29. 2. 8
3月上旬	提出期限	H30. 3. 9	H29. 3. 10
4月下旬	定例会（可決）	H30. 4. 24	H29. 4. 20

↓
 阪神ブロック提出議案として兵庫県市議会議長会へ提案

兵庫県市議会議長会		平成30年度	平成29年度
4月末	総会（可決）	H30. 4. 26	H29. 4. 27
8月	国・県等への要望活動	未定	H29. 8. 17～19

※基本的に4月総会で議決したものを要望しているが、7月総会議決分も可。

■ 全国市議会議長会の要望活動（対国）

阪神市議会議長会		平成30年度	平成29年度
1月上旬	会長市から各市へ要望の有無を照会	H30. 1. 10	
1月中旬	提出期限	H30. 1. 18	
1月下旬	定例会（可決）	H30. 1. 29	H29. 2. 6

↓
 阪神ブロック提出議案として兵庫県市議会議長会へ提案

兵庫県市議会議長会		平成30年度	平成29年度
2月上旬	総会（可決）	H30. 2. 8	H29. 2. 2

↓
 兵庫県支部提出議案として近畿市議会議長会へ提案

近畿市議会議長会		平成30年度	平成29年度
1月上旬	支部長市あて照会	H30. 1. 9	支部長あてに照会されるため不明
2月末	提出期限	H30. 2. 26	
4月中旬	定期総会（可決）	H30. 4. 20	H29. 4. 19

↓
 近畿部会提出議案として全国市議会議長会へ提案

※全国市議会議長会へは、支部から上がったもののうち、上位3件と予備議案1件の計4件を提出できる。ただし優先順位があり、毎年変更される。H30は兵庫県支部は5位であったが、他の支部の提案が少なかったことから、提出できたもの。

全国市議会議長会		平成30年度	平成29年度
5月末	定期総会（可決）	H30. 5. 30	H29. 5. 24
8月中	定期総会で可決された案件については、各関係委員会（地方行政、地方財政、社会文教、産業経済、建設運輸）に付託され、それぞれ要望活動が実施される。		

部会提出議案第3号

県立学校の施設管理及び環境改善の取り組みの強化について

(阪南市議会議長会 提出)

これまで、県立高等学校については、魅力を高めるために、学びたいことが学べる特色化を図り、また、普通科の複数志願制度導入をはじめとする入試改革や学区の広域化などソフト面での改革を進めて成果を上げてきました。

学校施設については、平成28年3月に、学校施設の老朽化対策の指針となる「県立学校施設管理計画」を策定し、それに基づき平成29年3月に「県立学校施設管理実施計画」を策定し、建替え、施設や設備の改修、長寿命化改修及びトイレ改修も進めています。

しかしながら、必要な修繕が実施されていない場合もあります。学校施設の老朽化・長寿命化対策のみならず、子供たちの生活環境の質的向上を図らなければ、若い世代がより良い学習環境を求めて県外へと転出するなど、人口減少に拍車がかかることも懸念されます。

教育環境の充実のために、兵庫県ふるさと納税の県立学校環境充実応援プロジェクトへの協力をPTAにも呼びかけるなどの取り組みをされていますが、さらなる環境改善の取り組みを加速する必要があります。

よって、下記のとおり要望します。

記

1. 県立高等学校の老朽化対策や、学校施設・設備の改修、長寿命化の取り組みを一層推進すること。
2. グラウンドや体育館の修繕等についても、十分な予算措置を講ずるなど取り組みを強化すること。

部会提出議案第4号

待機児童の解消にかかる取り組みについて

(阪神市議会議長会 提出)

保育所の待機児童の解消は各自治体の喫緊の課題となっています。

保育所の待機児童対策の一つとして、私立幼稚園において預かり保育の拡充・長期休業日の開園を実施することは有効です。しかしながら、新制度に移行していない等の事情により県の私学助成を受けている私立幼稚園に対して、市が預かり保育拡充に係る人件費補助等を実施すると県の私学助成が減額される仕組みとなっています。

教育・保育ニーズの状況は自治体により様々であり、地域の実情に応じた施策の取り組みが必要です。

県にあつては地域の実情をご理解いただき、保育所の待機児童対策として私立幼稚園に対し市単独補助を実施した際に、私学助成を減額することのないよう要望します。

(別紙様式)

議案名		提 案 市	芦屋市
	統一地方選挙における 選挙期日の統一について	要望先区分 (該当に○)	○国・○県
要望事項(要望文案)			
<p>昭和22年以來、一定期間に任期満了となった都道府県や市区町村の長と地方議会議員の選挙について、統一地方選挙として実施されてきました。</p> <p>しかしながら、首長の辞職、議会の解散などから、いわゆる「統一率」については平成23年が27.4%、平成27年では執行件数が1件増加したものの、27.5%と非常に低くなっています。また、投票率についても回を追うごとに低下し、特に、平成27年に実施された都道府県議会議員選挙は45.05%まで低下してきています。</p> <p>一方、選挙期日については、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙が前半戦として設定され、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は後半戦とされていますが、国政選挙においては、衆議院議員と参議院議員の選挙が同日に行なわれるなど、有権者も地方公共団体の選挙管理委員会も複数の同日選挙を経験し、統一地方選挙を取り巻く環境が変化してきております。</p> <p>国及び関係機関におかれましては、有権者の利便性を向上することで低迷する投票率の向上を図り、また、選挙期日が分かれていることで重複している投開票作業や選挙執行経費を節減するためにも、これまで前半戦と後半戦に分かれてきた選挙期日を統一するよう要望します。</p>			